

会社・商店・飲食店などから出るごみの出し方について

事業活動に伴って発生するごみで、産業廃棄物以外のごみは、事業系一般廃棄物と呼ばれ、廃棄物の処理及び清掃に関する法律により、事業者自らの責任で処理しなければならないとされています。家庭用のごみとして出さず、次の収集方法のいずれかでお出しください。

1 収集運搬許可業者に依頼する

収集方法	秩父広域市町村圏組合の許可を受けている業者と相談して決めてください。 ※許可業者については、お問い合わせください。
料 金	業者の料金体系により異なります。

2 秩父広域市町村圏組合に収集を依頼する（特別収集）

収集方法	事業所に直接収集に伺います。（家庭用の収集場所には出せません） 事業系専用の指定袋を使用してください。 可燃ごみは週2回、不燃ごみは月2回収集します。資源ごみは収集しません。
料 金	可燃ごみ、不燃ごみ別に月額3,000円（1口）の手数料のほか、事業専用指定ごみ袋（10枚入り1,100円）を使用してください。

3 秩父広域市町村圏組合の施設に直接持ち込む

期 間	平日午前9時～正午 午後1時～午後4時
料 金	40kgまで600円です。（40kgを超えたときは、10kgごとに150円を加えた額）

※持込めるもの、大きさ、重量等に制限がありますので、不明な点は事前にお問い合わせください。

可燃ごみ 秩父クリーンセンター ☎24・8050

不燃ごみ 秩父環境衛生センター ☎23・8921

問合せ 町民課 環境衛生担当 ☎66・3111 内線126

計量器検査のため、ごみの受け入れを一時休止します

日 時 ●秩父クリーンセンター
10月22日(火) 午後1時～午後3時

問合せ 秩父クリーンセンター ☎24・8050

日 時 ●秩父環境衛生センター
10月16日(火) 午前10時30分～正午

問合せ 秩父環境衛生センター ☎23・8921

※作業の状況により前後する場合があります。

21

町長コラム

少子高齢化時代をどう生きる



「団塊の世代」と言われる昭和22年から24年に生まれた私は、右肩上がりの活気に満ちた社会の中で青春時代を過ごさせてもらいました。後期高齢者となった今、当時を思い起こす時「あの頃の日本は元気があったよかったです」とつくづく思うのです。

昭和の終り頃から世情が徐々に変わっていく中で2008年のリーマンショック、その後のコロナ禍、ロシアによるウクライナ侵攻、イスラエル・パレスチナ間の紛争と世界が騒がしい昨今、日本では物価の高騰、経済格差の広がり等々あまり良いニュースがありません。国は「経済は緩やかに成長している」と言いますが、国民はそうは思っていないでしょう。

8月4日のNHK「日曜討論」のテーマは「地方は今 住民サービスをどう守る」でした。政治家や学者に片寄らない男性2人女性3人での討論でしたが、「少子高齢化・人口減少の中で行政がどこまで住民サービスを行うか、税金でどこまで出来るか」は大変身近な内容であり、興味を持って聴かせてもらいました。郡内1市4町は上水、ゴミ、消防、斎場に、し尿も加わり広域で住民サービスを行っています。今後は出来ること出来ないことの仕分けも必要となる時が来るかもしれませんが、その時の為のヒントをいただいたような討論会でした。参加された30代の女性の「私たちは生まれたときから人口下降線の中で生きています。今後とも人口が減ることを前提で生活しています。これからは自分達でほしい暮らしは自分達で作るんです。」との力強い言葉は大変心に響きました。

感謝

「一燈を掲げて暗夜を行く
暗夜を憂う事なかれ ただ一燈を頼め」

佐藤一斉（江戸時代の儒学者）